

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の3点の目標を定め、それぞれに対策を講じます。

【計画期間】 平成27年4月1日～平成37年3月31日

1. 所定外労働の削減をはかります

【対策】

- 生産性の向上を図ります。
- 代休取得を推進します。
- 定時退社日（毎週水曜）の徹底を図ります。
- 定期的な周知、意識改革の為の「部署別集計」の公表など、啓発を行います。
- 所定外労働時間の推移を確認しながら、対策のリプランを行います。

2. 年次有給休暇取得を促進します

【対策】

- 年次有給休暇取得を推進している事自体を、社内掲示板にて周知します。
- 誕生日や記念日等の休暇取得の推奨を検討します。
- 定期的な周知、意識改革の為の「部署別集計」の公表など、啓発を行います。
- 年次有給休暇取得の推移を確認しながら、対策のリプランを行います。

3. 子供が産まれる際の父親の休暇取得の促進をはかります

【対策】

- 現在の「配偶者出産時の特別休暇3日」の取得を推進します。

以上